

平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について

東北農政局

1 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

(1) 趣旨

平成24年度補正予算等の執行に伴う工事においては、一部の建設資材の需給状況がひっ迫し、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される。

このため、建設資材の需給状況のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

(2) 対象工事

ア 平成24年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事

イ 平成24年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事

(3) 設計変更の対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用。なお、ここでいう「地域」及び「所在地」とは、各地方農政局等にて通常の工事積算で使用している基準を使用することとする。

(4) 主な手続き

ア (2) の工事においては、特別仕様書に以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

<記載例>

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
骨材	C-40	〇〇地区
土砂		〇〇地区
仮設材(綱矢板)	Ⅳ型	〇〇市

イ 受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

ウ 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

2 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

（１）趣旨

平成24年度補正予算等の執行に伴う工事においては、今後の工事の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できることとする。

（２）対象工事

ア 平成24年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事

イ 平成24年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事

（３）設計変更の対象項目

「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成5年2月22日付け5構改D第49号、最終改正：平成24年3月30日付け23農振第2531号）」（以下「積算基準」という。）における下記ア～オの項目（以下「実績変更対象費」という。）とする。

ア 第5の1の(7)のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち『宿泊費』

イ 第5の1の(7)のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち『借上費』

ウ 第5の1の(7)のウ「労務者の輸送に要する費用」

エ 第5の2の(1)のア「募集及び解散に要する費用」

オ 第5の2の(1)のア「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」

（４）主な手続き

ア 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載することにより、周知するものとする。

＜記載例＞

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

イ 特別仕様書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象工事であることを記載するものとする。

＜記載例＞

第1条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

第3条 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

第4条 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

第5条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第6条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載され

た共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第7条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第8条 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

ウ 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。なお、既契約工事に追加する場合は、速やかにイの内容について指示を行うとともに、当初の共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。

エ 受注者は、当初契約締結後、ウにより発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、既契約工事に追加する場合は、ウにより実績変更対象費の割合の提示を受けた後、速やかに実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

オ 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

カ 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

キ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

ク 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

3 その他

東日本大震災の被災地で特に被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県においては、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」及び「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」を通知しているところであり、本通知と合わせて、必要な試行項目を積極的に活用されたい。

以上

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管 理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差 額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、 労働者宿舎、倉庫、材 料保管場所等の敷地 借上げに要する地代 及び建物を建築する 代わりに貸しビル、マ ンション、民家等を長 期借上げする場合に 要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテ ル等に宿泊する場合 に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバ ス等で日々当該現場 に送迎輸送（水上輸送 含む）をするために要 する費用（運転手賃 金、車両損料、燃料費 等含む）			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、労 働者の帰省旅費、労働 者の帰省手当			
		賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用	労働者の食事補助、交 通費の支給			
	小 計					
合 計						